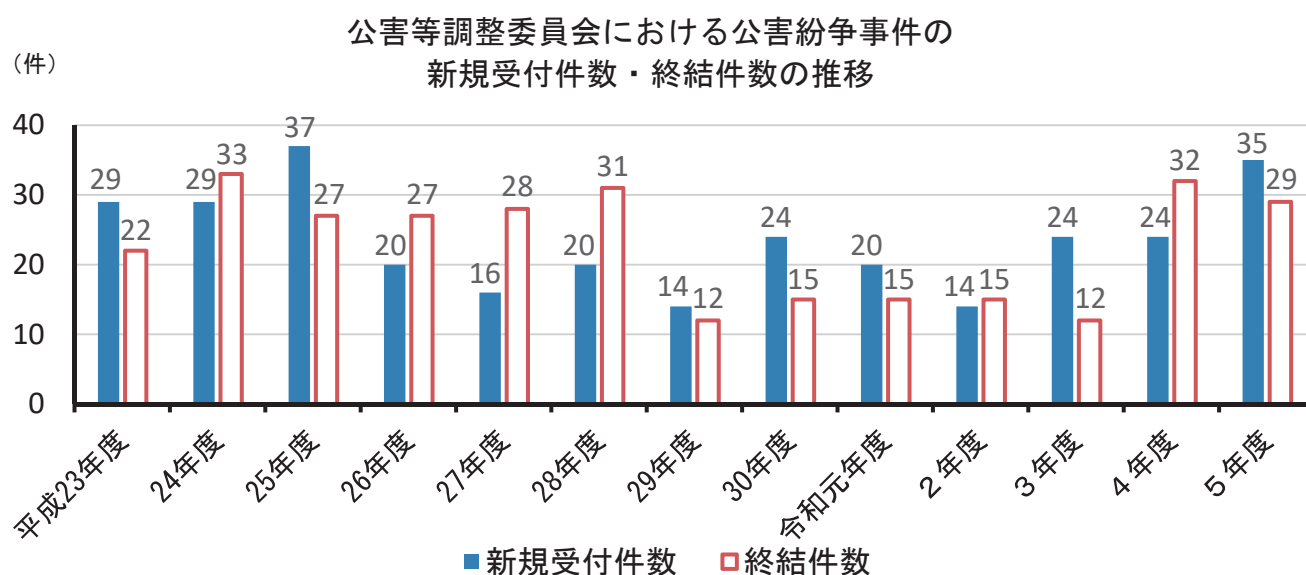


## 令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

## 公害紛争の処理状況

令和5年度 【係属】 75件 【うち 【繰越し】 40件 【終結】 29件  
 【新規受付】 35件

うち裁定事件 【係属】 70件 【うち 【繰越し】 38件 【終結】 27件  
 【新規受付】 32件



## 公害紛争の近年の特徴

## ① 都市型・生活環境型の公害紛争

工場・飲食店等の事業施設の運営や老朽建物の建替え・宅地造成工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、悪臭、振動など身近な生活環境被害を訴える事件が目立つ。

## ② 裁定事件の割合が高い

令和5年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割

## ③ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和5年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

# 令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

## 係属中の事件例 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

【申請人】：東京都など7都府県の住民153人

※ その後、東京都などの住民9人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

○ 申請人ら（東京都など7都府県の「自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域」に居住している又はしていた住民で、公害健康被害補償法の認定を受けていないもの）が、同法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人たる自動車メーカー7社が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものである。

○ 被申請人国（代表者環境大臣）は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、申請人らに被害を生じさせている。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計1億5300万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

## 終結した事件例 <sup>いなしき</sup>稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染による財産被害等責任裁定申請事件

【申請人】：宗教法人及び茨城県稲敷市の住民12人

※ 申請後、申請人ら5人から申請を取り下げる旨の申出があり、また、茨城県稲敷市の住民9人から同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった。

【被申請人】：土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社及び稲敷市

【申請理由】：

○ 被申請人土木関係会社が申請人らの所有地等を産業廃棄物によって無許可で埋め立て、土壌や周辺井戸の水質が汚染されたことにより、土砂の撤去費用等の財産被害が生じ、井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を受けた。

○ 許可権限がある被申請人稲敷市は、埋立てが無許可であることを知りながら停止を命ずる等の適切な対応を行わなかったことにより、申請人らに被害を生じさせた。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計2600万円等の支払

【事件の処理経過】：

○ 裁定委員会を設け、専門委員2人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、2回の審問期日を開催

○ 職権で調停に付し、その後、3回の調停期日を開催したが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り

○ 本申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結

# 令和5年度公害等調整委員会年次報告 概要

## 都道府県・市区町村との連携

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況  
令和5年度 【係属】 81件〔うち【繰越し】 38件〕【終結】 34件  
【新規受付】 43件
- ② 都道府県・市区町村への支援  
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況  
令和4年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万2千件

## 土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定  
令和5年度 【係属】 1件〔うち【繰越し】 0件〕【終結】 1件  
【新規受付】 1件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答  
令和5年度 【係属】 116件〔うち【繰越し】 3件〕【終結】 9件  
【新規受付】 113件※

※ 同一事案についての107件を含む。

### 終結した事件 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の 砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】：砂利採取業者

【処分庁】：岐阜県知事

【原処分】：処分庁は、申請人からなされた砂利採取計画変更認可申請に対し、岐阜県砂利採取計画認可基準の要件を満たさないことを理由に不認可処分を実施

【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして申請

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、審理期日（1回）を開催するなど手続を進め、申請人の申請を認容する裁定を行い、本事件は終結

## 【参考】 公害等調整委員会の概要

### 1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

### 2 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

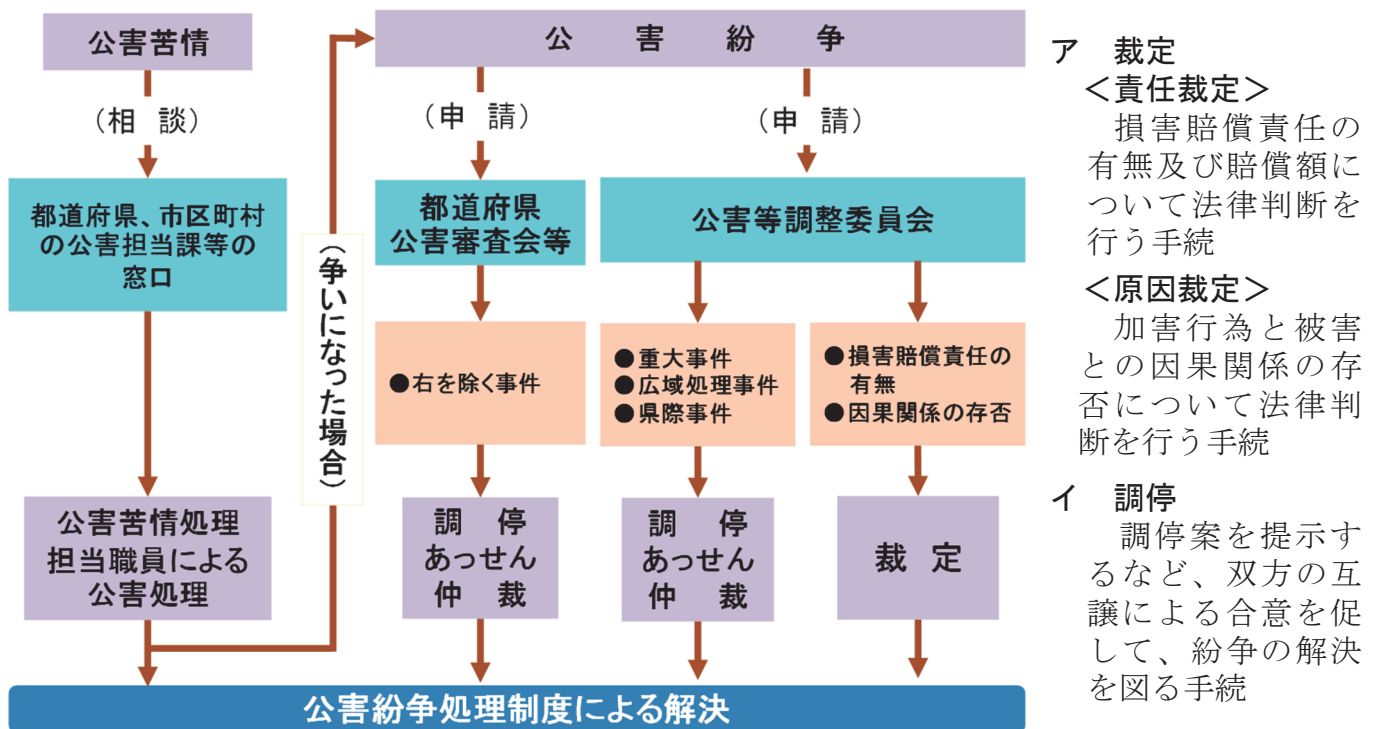
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 裁定委員会は3名又は5名、調停委員会は3名の委員で構成

### 3 任務

#### (1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



#### 【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

#### (2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの